

**中央公園サッカースタジアム（仮称）基本計画策定支援業務に係る
公募型プロポーザル手続開始の公示**

令和元年6月14日

次のとおり提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務概要

(1) 業務名

中央公園サッカースタジアム（仮称）基本計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「中央公園サッカースタジアム（仮称）基本計画策定支援業務基本仕様書」のとお

(3) 委託期間

契約締結の日から令和2年3月19日まで

(4) 業務費

本業務に係る費用は49,800,000円以内（消費税及び地方消費税(10%を見込む)を含む。）とする。

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「中央公園サッカースタジアム（仮称）基本計画策定支援業務公募型プロポーザル説明書」（以下「プロポーザル説明書」という）による。

3 応募資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という）の必要な条件は、次のとおりとする。
なお、本業務実施のための共同企業体としての参加も認めるが、参加する共同企業体の構成員となる者の単体企業としての参加は認めない。

(1) 単体企業の応募資格

ア 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないこと。

イ 広島市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

ウ 公示の日現在から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

エ 再委託する場合の再委託予定事業者についても、上記アからウの条件をすべて満たしていること。

オ 提案書の提出者又は再委託予定事業者が、平成16年4月1日以降に本市が発注し、元請として完成・引渡し完了した、交通量推計の実績を有していること（共同企業体とし

ての実績は、代表構成員としての実績に限る。)

カ 提案書の提出者又は再委託予定事業者が、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けたものであること。

(2) 共同企業体の応募資格

ア 共同企業体の構成員数は 2 者又は 3 者であること。

イ 構成員のすべてが(1)アからウを満たすこと。

ウ 再委託を行う場合の再委託予定事業者については、(1)エを満たすこと。

エ 構成員のうち 1 者以上又は再委託予定事業者が、平成 16 年 4 月 1 日以降に本市が発注し、元請として完成・引渡しが完了した、交通量推計の実績を有していること（共同企業体としての実績は、代表構成員としての実績に限る。)

オ 構成員のうち 1 者以上又は再委託予定事業者が、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けたものであること。

カ 提案書の提出までに本業務共同企業体に係る協定を締結すること。

キ 構成員の分担業務が、業務の内容により、本業務共同企業体協定書において明らかであること。

ク 共同企業体に係る構成員が、複数の参加者の構成員となることはできない。

ケ カの協定締結に係る共同企業体結成届、共同企業体協定書の写し、委任状（以下「共同企業体結成届等」という）を応募参加資格確認申請書提出時において添付すること。ただし、応募参加資格確認申請書提出時において、協定の締結がなされていない場合、提案書の提出時までには締結し、共同企業体締結届等を添付すること。締結されていることを確認できない場合は、提案書を受け付けない。

4 プロポーザル説明書等の配布方法

プロポーザル説明書等は、広島市のホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページ左の「電子入札・登録」→調達情報公開システムの「一般公開用」→調達情報公開システムに掲載されない「プロポーザル・コンペの案件情報」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和元年 7 月 5 日（金）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

(2) 配布場所

9 の担当部署

5 応募参加資格確認申請書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和元年 6 月 21 日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成 3 年 9 月 26 日条例第 49 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

(2) 提出先

9の担当部署

(3) 提出方法

応募参加資格確認申請書など、必要な書類を持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）にて提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

応募参加資格申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

6 提案書等の提出

(1) 提出期間

令和元年7月5日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出先

9の担当部署

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

7 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間 公示日から令和元年6月24日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 受付場所 9の担当部署

ウ 受付方法 質問書（様式6）に記入の上、電子メール又はFaxで提出すること。提出にあたっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から閉庁日を除き3日以内に質問者に直接回答するとともに、9の担当部署において、令和元年7月5日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

8 審査方法

(1) 審査

中央公園サッカースタジアム（仮称）基本計画策定支援業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 受託候補者特定基準

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに応募者全員に書面にてその結果を通知する。

9 担当部署

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市都市整備局緑化推進部公園整備課スタジアム建設担当

Tel 082-504-2237 Fax 082-504-2391

Eメール park@city.hiroshima.lg.jp

10 その他

- (1) 本件業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規程を遵守しなければならない。
- (2) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 本業務委託に係る令和元年度歳入歳出補正予算(6月補正予算)が議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合、当該契約手続を延期又は中止する。この場合、提案者の損害は補償しない。
- (4) その他詳細は、プロポーザル説明書による。